

# 令和3年 第5回農業委員会総会議事録

1. 日 時 : 令和3年6月30日(水) 午前10時00分～10時40分

2. 場 所 : 稚内市役所 5階 正庁

3. 議事日程 : 開会宣言並びに会議宣言、議事録署名委員の指名

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 農地法第18条による合意解約野成立状況について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第4号 現況証明願いについて

日程第3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による買入協議の通知の要請について

4. 出席者委員 : 11名 議長15番 金村 広史

1 番 奈良岡 靖男	2 番 欠席	3 番 欠席
4 番 欠席	5 番 欠席	6 番 中野 洋
7 番 早崎 正人	8 番 中島 整子	9 番 高橋 茂樹
10 番 柳生 仁	11 番 下間 潤	12 番 石黒 茂雄
13 番 堀 正幸	14 番 二階堂 敏雄	15 番 金村 広史

5. 欠席委員

2番 田頭 勝 3番 阿部 芳久 4番 古川 賢治 5番 西 重光

6. 事務局

事務局長 渡辺 直人 ・ 事務局次長 山谷 知孝 ・ 主幹 深貝 秀人 ・ 主任 太田 容子 ・ 主事 平川 神介

事務局主幹	おはようございます。 それではただいまより、令和3年第5回の総会を開催いたします。 会議の進行につきまして、金村会長よろしくお願ひ申し上げます。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは早速、令和3年第5回稚内市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事に入ります。ただいまの出席委員は11名。従いまして、会議は成立いたします。
議 長	本日の議事録署名人として、6番の中野委員と7番の早崎委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、日程第1「諸般の報告」について事務局からの説明を求めます。
事務局主幹	〔諸般の報告の説明〕
議 長	ただいまの報告について、何かご質問・ご発言等はございませんか？
委 員	異議なしの声
議 長	ないようですので、以上で日程第1「諸般の報告」を終わります。
議 長	次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条による合意解約の成立状況について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	報告第1号について、農地の賃貸借を合意解約したのものにより通知を受けたので報告するものです。
事務局主幹	整理番号1について、貸主が●●さんで、借主が●●さんです。 契約日が平成30年6月29日で、契約期間は平成30年6月29日から令和3年6月28日の3年間です。 合意解約日・土地の引渡日は、令和3年5月31日です。
事務局主幹	整理番号2について、貸主が●●さんで、借主が●●さんです。 契約日が令和3年3月19日で、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間です。 合意解約日・土地の引渡日は、令和3年5月31日です。
事務局主幹	整理番号3について、貸主が●●さんで、借主が●●さんです。 契約日が令和3年3月19日で、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間です。 合意解約日・土地の引渡日は、令和3年5月31日です。
議 長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委 員	異議なしの声
議 長	ご意見、ご質問ないようですね。 それでは報告第1号については、以上といたします。
議 長	次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号1について、畑2筆の計2筆 面積が13,882㎡です。地目はともに畑です。 譲渡人は●●で、譲受人は●●さんです。

		調査日は令和3年6月15日、調査委員は「田頭委員」「西委員」「早崎委員」です。
議	長	続きまして、農地法第3条に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農地法第3条の各号に該当しないことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月15日に現地確認を行いました「田頭委員」「早崎委員」のどちらかで確認結果の報告をお願いします。
早崎委員		はい。
議	長	早崎委員をお願いします。
早崎委員		ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。相続人代表の●●さんは●●農場の元構成員で、●●さんとは従兄弟関係なので贈与についても問題ないと思います。
議	長	早崎委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員		異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。申請番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員		全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2を議題とします。なお、本件につきましては、平成29年からの暦年贈与なので、現地確認の報告については省略させていただきます。事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号2について、畑6筆の計6筆 面積が58,706㎡です。地目はともに畑です。譲渡人は●●さんで、譲受人は●●さんです。同一世帯間の贈与です。
議	長	続きまして、農地法第3条に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農地法第3条の各号に該当しないことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
二階堂委員		現地確認は平成29年に調査したもので大丈夫でしょうか？
事務局主任		一度に贈与してしまうと、贈与税がかかってしまうため、税法に問題ない範囲で毎年少しずつ贈与しているということです。最初の年にそのような形で贈与していくと確認している為、問題ないと判断しています。
議	長	他にご意見、ご質問はございませんか？

議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 なお、申請番号1と申請番号2が関連案件のため、事務局で一括の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号1について、畑3筆の計3筆214,750㎡の内386.6㎡です。 譲渡人は●●さん他2名です。譲受人は●●さんです。 形態は永久転用、用途は風力発電施設の建設のためです。 調査日は令和2年11月10日、調査委員は「下間委員」「堀委員」「二階堂委員」です。
事務局主幹		次に申請番号2について、畑36筆、他24筆の計59筆1,955,029.71㎡の内174,794.84㎡です。 譲渡人は●●さん他11名です。譲受人は●●さんです。 形態は一時転用、用途はヤード・仮置場、道路、ケーブル、沈砂池です。 転用期間は許可日から令和6年4月30日です。 調査日は令和2年11月10日、調査委員は「下間委員」「堀委員」「二階堂委員」です。
議	長	続きまして、農地法第5条に基づく検討事項について、 事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農地区分の判断としましては農業振興地域整備計画における農用区域内の農用区域内農地と判断 されます。農用区域内農地と判断した理由につきましては、農業振興地域と判断したためです。 申請地以外に代替地がないと判断した理由につきましては、これまで「さらきとまないウインドファーム」の風力 発電事業を実施してきた場所であり、風力発電の好適地ということで、このたびの風力発電機の建替えに伴う 設置場所、工事用作業通路、資材置き場、作業場所等の確保のためです。 事業実施の確実性、被害防除の措置の確実性については確認が取れており、永久転用完了届の提出も見込める 事ができます。添付書類についても確認ができております。
議	長	ありがとうございました。
議	長	続きまして、令和2年11月10日に現地確認を行いました「下間委員」「堀委員」「二階堂委員」 のどちらかで、確認結果の報告をお願いします。
二階堂委員		はい。
議	長	二階堂委員をお願いします。
二階堂委員		ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。 耐用年数の経ってしまった風力発電機の建て替えに係る転用です。 何も問題はないと思います。
議	長	二階堂委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号1と2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手

議 長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号1を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号1について、計14筆314,557㎡で利用目的が畑・採草放牧地です。 売主は●●さんで、買主は●●さんです。 売買価格は3,846,094円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議 長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議 長	続きまして、令和3年6月4日に現地確認を行いました「下間委員」「堀委員」のどちらかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員	はい。
議 長	下間委員をお願いします。
下間委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。 この農地は2年前に離農した人の農地で去年1年間は賃貸で契約を結び、今年から売買したということです。 地域の方々の理解も得ており、何も問題ないと思います。
議 長	下間委員ありがとうございました。
議 長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委 員	異議なし声
議 長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手
議 長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号2を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号2について、計1筆31,919㎡で利用目的が採草放牧地です。 売主は●●さん、成年後見人は●●さんで、買主は●●さんです。 売買価格は77,769円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議 長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを

		満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月4日に現地確認を行いました「下間委員」「堀委員」のどちらかで、確認結果の報告をお願いします。
	下間委員	はい。
議	長	下間委員をお願いします。
	下間委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。この農地は長年賃貸していた農地を今回売買するということです。地域の方々の理解も得ており、何も問題ないと思います。
議	長	下間委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なし声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。申請番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号3を議題とします。事務局の説明を求めます。
	事務局主幹	申請番号3について、計2筆10,106㎡で利用目的が畑です。売主は●●さん、成年後見人は●●さんで、買主は●●さんです。売買価格は133,781円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
	事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月4日に現地確認を行いました「下間委員」「堀委員」のどちらかで、確認結果の報告をお願いします。
	下間委員	はい。
議	長	下間委員をお願いします。
	下間委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。この農地は買主さんの農地と地続きとなっている農地です。有効活用してもらえenと思います。
議	長	下間委員ありがとうございました。

議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なし声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号4を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号4について、計10筆236,515㎡で利用目的が畑・採草放牧地です。 売主は●●さん、成年後見人は●●さんで、買主は●●さんです。 売買価格は1,861,482円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月4日に現地確認を行いました「下間委員」「堀委員」のどちらかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員		はい。
議	長	下間委員をお願いします。
下間委員		ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。 この農地は長年賃貸しており、買主さんの目の前の農地です。 価格も妥当であり、地域の理解も得られているため、問題ないと思います。
議	長	下間委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なし声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号5を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号5について、計14筆270,635㎡で利用目的が畑・採草放牧地です。 売主は●●で、買主は●●さんです。

		売買価格は2,519,044円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月8日に現地確認を行いました「中野委員」「柳生委員」「下間委員」のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
柳生委員		はい。
議	長	柳生委員をお願いします。
柳生委員		ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。30年以上前に離農した後、そこから長い間賃貸していたのを一括で引き受けたということです。土地改良もされており、地域の理解も得られております。何も問題ありません。
議	長	柳生委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員		異議なし声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。申請番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員		全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地利用集積計画の決定について」の申請番号6を議題とします。なお「●●委員」につきましては議事参与制限に該当しますので、発言はお控え願います。事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号6について、計10筆165,297㎡で利用目的が畑・採草放牧地です。売主は●●で、買主は●●さんです。売買価格は1,752,452円で移転時期、引渡時期ともに稚内市が農地利用集積計画の告示をした日です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づく検討事項について、事務局から補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年6月8日に現地確認を行いました「中野委員」「柳生委員」「下間委員」のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
柳生委員		はい。
議	長	柳生委員をお願いします。



柳生委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地確認に行っていました。 この農地は先ほどの案件と同じく、長年賃貸していたのを一括で引き受けてくれたということです。 特に問題はないと思います。
議長	柳生委員ありがとうございました。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員	異議なし声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「現況証明願いについて」の申請番号1を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号1について、計1筆3,645㎡です。 判定地目につきましては、農地・採草放牧地以外で利用状況は未利用になっています。 所有者、申請者は●●さんです。
議長	続きまして、令和3年6月15日に現地確認を行いました「早崎委員」より 確認結果の報告をお願いします。
早崎委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地調査を行ってまいりました。 この農地はスラリータンクの建設予定地です。 農地・採草放牧地以外と判断しました。
議長	早崎委員ありがとうございました。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員	異議なしの声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「現況証明願いについて」の申請番号2を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号2について、計2筆57,082の内16,226㎡です。 判定地目につきましては、農地・採草放牧地以外で利用状況は未利用になっています。 所有者は●●さんと●●さんです。 申請者は●●さんです。
議長	続きまして、令和3年6月21日に現地確認を行いました「堀委員」「二階堂委員」 のどちらかで確認結果の報告をお願いします。

二階堂委員	はい。
議長	二階堂委員をお願いします。
二階堂委員	ただいま事務局から説明のありましたように現地調査を行ってまいりました。 農地・採草放牧地以外と判断いたしました。
議長	二階堂委員ありがとうございました。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員	異議なしの声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に係る買入協議の通知の要請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局主幹	本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条に基づき所有者移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、(公財)北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、稚内市に対して同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第1項に基づき、要請することについて決定を求めるものです。2名のあっせん申し出者について、決定を求めます。 あっせんの申出者につきましては●●さんと●●さんで、●●さんの借受人は●●さんで、●●さんの借受人は●●さんとなっております。 ●●さんの申出を受けた日は令和3年6月1日で、●●さんは令和3年4月27日です。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
二階堂委員	公社への貸付は何年間ですか？また、貸し付けた後公社から買う際に値段の変化はありますか？
事務局主任	貸付期間は5年間です。公社は最初の値段で売るので、値段の変化はありません。
議長	その他ご意見、ご質問等ございますか？
委員	異議なしの声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。

議

長

以上をもちまして、本日の総会の日程は全て終了いたしました。  
大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会宣言 10時40分

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員